

浜松市私立保育所等延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない事情があった場合でも、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされており、こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

(実施施設及び延長保育時間)

第2条 当該事業を実施する施設(以下「実施施設」という。)は、別に定めることとし、延長保育時間については、利用時間帯ごとに、保育標準時間認定を受けた児童については、保育標準時間を超え開所時間までを、また、保育短時間認定を受けた児童については、保育短時間を超え開所時間までを延長保育時間とする。

2 延長保育時間の設定については、実施施設を利用する児童の保護者(以下「保護者」という。)の勤務時間、その他家庭の状況等を考慮して定める。

(対象児童)

第3条 当該事業の対象児童は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の認定を受け、実施施設を利用する児童とする。

(利用の申出)

第4条 当該事業を利用しようとする保護者は、原則として事前に実施施設の長に対して利用を申し出なければならない。

2 前項の定めにかかわらず、特別の事由があると認められるときは、事後に申し出ることができる。

(事業の実施)

第5条 配置する職員は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上の基準配置により保育士等を配置すること。ただし、認定こども園及び保育所にあつては、保育士等の数は2名を下ることはできない。

2 対象児童に対し、適宜、間食等を提供すること。

3 実施施設は、延長保育時間の途中で利用児童の全員が退所する場合は、その時刻で閉

所しても差し支えないものとする。

(費用の負担)

第6条 実施施設は、当該事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定し、保護者に周知すること。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。